

## 優先利用申込書（保育士等用）

（あて先） 岡垣町役場こども未来課長

※優先利用申込書（保育士等用）の内容について、就労先事業所に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

西暦・令和 年 月 日

住所	〒	—
保護者氏名		
児童氏名		

児童の保護者が下記勤務先において保育業務に従事するため、優先利用を申込みます。

なお退職、内定辞退、就労条件の変更等により、利用開始前に下記対象者の条件を満たさなくなった場合、利用内定を取消されることについて異議はありません。

勤務（予定）者名	
勤務（予定）者職種 （○をつけてください）	・ 保育士                      ・ 幼稚園教諭
勤務先施設名称	
勤務先施設種別 （○をつけてください）	・ 保育所                      ・ 認定こども園                      ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業                      ・ 幼稚園                      ・ 届出保育所

### （注意事項）

- 各資格の保有を証する書類（保育士証または幼稚園教諭の免許等）の写しを添付してください。手続き中の場合は各機関に申請を行っていることがわかる書類を提出してください。
- 下記優先利用の条件の下で勤務しない場合は、優先利用による内定を取り消すことがあります。
- 保育施設等の空き状況によっては、この優先利用申込によっても希望の保育施設等を利用できない可能性があります。
- 岡垣町外の保育施設等については、この優先利用の対象外となります。

### （優先的な利用調整の対象者）

- 岡垣町内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園、届出保育所で勤務する又は勤務予定である。
- 1ヶ月の勤務時間が60時間以上とする。